

「入場料等」の徴収有無（割増料金の適用有無）にかかるチェックリスト

区民センターを含む区役所附設会館では、その目的や形態によって、「1：通常料金」「2：割増料金」の2つに分類されています（※割増料金は「入場料や参加費、またはそれに類似する費用を徴収」「営利目的や宣伝・販促活動、物販のある催し」などの際に適用されます）

大阪市の指示により、適切に確認・適用することとなりました。裏面の注意事項を読み、下記の①～③について当てはまるものいづれかにチェックをしてください。

- ① 会館使用時に実費相当額を超える金銭をやり取りする（事前のやり取りを含む）
- ② 会館使用時に金銭をやり取りする（事前のやり取りを含む）
- ③ 会館使用時に一切の金銭のやり取りをしない（事前のやり取りも含む）

“①に該当する” → 【割増料金】を適用します

“②に該当する” → 取支計画書を提出の上、利益が上がらないことが確認できれば
【通常料金】を適用します

“③に該当する” → 【通常料金】を適用します

大阪市立住吉区民センター 指定管理者 宛

記入日： 年 月 日

同意書

チェックリストの内容につき（ 通常料金 ・ 割増料金 ）を適用することに同意します。

※太枠線内をご記入ください。

| | | |
|-----------------------|----------|------|
| 団体名 | | |
| フリガナ 代表者氏名 (自筆) | | |
| 連絡先 | | |
| 利用予定日 | 指定管理者記入欄 | まで有効 |

※裏面をきちんとお読みいただき、ご記入をお願いいたします

【割増料金の対象となる利用例】

金銭のやり取りがあるもの全般。イベントでの入場料 / セミナーや講座の参加費
会費や寄付金形式での実質的入場料 / 商品展示会や販売会、買取の催し
営利団体による講習会 / スポーツ団体による興行試合など
※その他、ダンスやピアノ発表会の出演料、材料負担金、活動協力金、寄付金なども対象です。

【割増料金の対象とならない利用例（=通常料金）】

金銭のやり取りが一切ない使用 / 社内会議や採用面接
実費程度の参加費のみを徴収（※収支計画書提出が必要）
非営利で運営に必要な経費を徴収（※収支計画書提出が必要）など
※なお、収支計画書の提出だけでは通常料金の適用が確定するわけではありません。
※収支計画書提出後、施設管理者が内容を精査し、「収支がプラスマイナスゼロまたはマイナス（赤字）」の条件を満たす場合にのみ、通常料金が適用されます。

●注意点

- ・割増料金が適用される場合、区分ごとに分割してのお申込みはできません
- ・同一イベントにおいて、控室や諸室をご利用になる場合、全ての部屋が対象となった料金区分の適用となります。
- ・申請時に通常料金と判断され、支払いが終わっていても、実際の利用内容と異なる場合は割増料金との差額分を請求いたします。
- ・申請内容に虚偽の記載が認められた場合、使用許可を取り消すとともに、今後の施設利用をお断りする場合があります。

本料金体系は、公共施設の適正な利用促進と維持管理費の公平な負担を目的として策定されております。利用者の皆様におかれましては、利用目的に応じた適切な料金をお支払いいただくことで、施設の有効活用にご協力いただきますようお願い申し上げます。

